

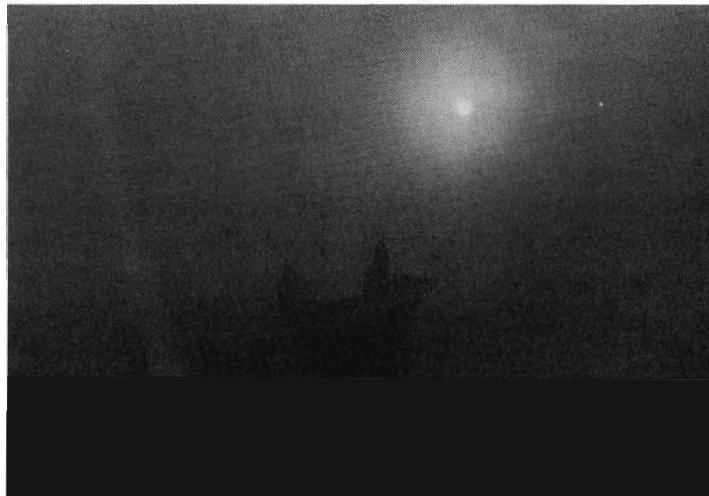
油濁基金だより

発行 財団法人漁場油濁被害救済基金

No. 1

TEL. (代) 295-6133

50.11 発行



もくじ

I	(財) 漁場油濁被害救済基金の事業について	2
1.	昭和49年度事業の概要	2
2.	昭和50年度事業の概要	2
II	中央漁場油濁被害等認定審査会の動き	3
1.	第1回中央審査会	3
2.	第2回中央審査会	3
3.	第3回中央審査会	6
III	公告による漁業被害事例調査の実施	9
1.	調査の実施	9
2.	調査表について	9
IV	漁場油濁事故防止啓もう宣伝事業の実施	10
□	おしらせ	10

I (財) 漁場油濁被害救済基金の事業について

1 昭和49年度事業の概要

昭和49年度は、(財)漁場油濁被害救済基金が、3月3日設立されてから僅か29日間の日数であったため、昭和50年度から事業を開始するための準備に終始した。

従つて、本事業年度においては、評議員(11人)並びに中央漁場油濁被害等認定審査委員(11人)の選任、原因者の漁場油濁による被害漁業者に対する救済金の支給並びに油の防除及び汚染漁場の清掃に要する費用の助成に関する事業の実施に必要な業務方法書の制定、漁場油濁に関する調査資料の収集、事務局職員(5人)の採用及び事務運営に必要な諸規程の制定等、漁場油濁被害救済事業並びに漁場油濁防止に関する調査啓もう事業の本格的実施に必要な諸準備を行つた。

2 昭和50年度事業の概要

昭和50年4月1日業務方法書の3省(農林、通産、運輸)承認があり、業務が開始された。爾来、現在まで漁場油濁被害認定基準の制定、島根県石東地区等において突発した漁場油濁被害の認定、公害による漁業被害事例調査の実施、漁場油濁事故防止啓もう宣伝映画の製作等別項のような事業が実施されつつある。

II 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き

1. 第1回中央審査会

漁場油濁被害認定基準の制定

原因者不明の漁場油濁に係る漁業被害額並びに漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した費用の額を認定するに当たり、認定基準を制定する必要があるため、昭和50年5月14日本年度第1回の中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）を開催、内容を検討し、同年6月6日開催の本年度第1回理事会において決定した。

認定基準の内容は、さきに連絡済みの「漁場油濁被害申請書の作成について」（昭和50年7月25日付油救基発第26号理事長発信）中の「被害明細表作成上の注意事項」に記載されている内容と同様である。

なお、詳細は水産庁漁場保全課監修、株式会社出版発行の「漁場油濁被害救済制度の解説」を御参考下さい。

2. 第2回中央審査会

昭和50年4月1日業務開始以来、5月まで島根県石東地区、長崎県福江地区、及び三重県志摩地区の3地区において発生した漁場油濁事故の被害額の認定について本年度第2回の中央審査会が昭和50年7月16日開催された。油濁事故及び認定の概要は、次のとおりである。

(1) 油濁事故の概要

ア 島根県石東地区

昭和50年4月1日頃から3日頃にかけ、島根県西部（通称石東地区の沿岸、距離約50キロメートル）に廃油ボールが漂着した。関係10漁協ではワカメの採取に支障があること今後再び海面に漂出する恐れがあることから、これら廃油ボールを1日及至5日間に亘り回収、海浜の清掃を行つた。

イ 長崎県福江地区

昭和50年3月11日頃、長崎県福江島、久賀島、奈留島（五島）にお

いて、原因者不明の油濁事故があり、定置網、養殖ハマチ等に被害があり、長崎県、県漁連の指導の下に防除・清掃が実施され一応完了した。ところが、4月中頃から岩礁等に付着していた油が融出し始め釣漁業者等の漁業に支障を来たした。このため、関係3漁協において、海浜の清掃を行った。

ウ 三重県志摩地区

昭和50年4月下旬から5月10日頃にかけ、三重県志摩地区の海浜に廃油ポールが漂着した。関係8漁協では放置すれば海女漁業その他根付、養殖漁業に支障を来たす恐れがあるため、1日及至4日間に亘り海浜の清掃を行った。

(2) 漁場油濁被害の申請

前記被害地区の関係漁協から、防除・清掃費の助成について次のとおり申請書の提出があった。

関 係 地 区	申 請 年 月 日	関 係 漁 協 名	申 請 額
島根県石東地区	50.5.26	多岐町 島津屋山谷 波根瀬 柳手井江 久和猛 鳥五十 鳥溫泉津町 仁猛	10,239,300円
長崎県福江地区	50.6.25	久賀島 奈留町 伊貴福	1,006,250円
三重県志摩地区	50.6.21	石鏡崎 国差 相乘府 安賀島 国名 甲賀 志賀 畔	1,752,085円

(3) 漁場油濁被害額の認定

前記被害地区の関係漁協からの申請に対し昭和50年7月16日、中央審査会が開かれ、申請の額について調査審議された。その結果次のとおり額の認定が行われた旨理事長あて報告があり、理事長は報告のとおり認定し、昭和50年8月12日その旨を申請者の関係漁協へ通知した。

なお、仮払い状況は次のとおりである。

関 係 地 区	認 定 額	仮 払 額	支 給 年 月 日
島根県石東地区	1 0, 2 3 9, 3 0 0 円	4, 5 7 1, 0 0 0 円	5 0. 9. 1 3
長崎県福江地区	1, 0 0 6, 2 5 0 円	1, 0 0 3, 0 0 0 円	5 0. 9. 2 7
三重県志摩地区	1, 7 1 3, 6 8 5 円	1, 3 5 6, 0 0 0 円	保 留 中

(4) 作業従事者等名簿の提出

昭和50年7月16日開催の中央審査会において、漁場油濁被害申請書の提出の際には、被害漁業者や作業に従事した者の氏名等を記載した名簿を添付してもらう必要があるとの意見が表明され、審議の結果、「漁場油濁被害申請書の作成について」(昭和50年7月25日付50油救基発第26号理事長発信)の通知文中記の9.に次の1項を追加し、作業従事者等の名簿を添付してもらうこととなった。

❾ 組合は、救済金等の支給の申請を行うに当っては、被害を受けた漁業業者の氏名及び金額等、又は防除・清掃に従事した者の作業日ごとの氏名、作業時間、金額等を記載した名簿を作成し組合に保存しておくとともに、申請書に名簿の写し1部を添付するようにして下さい。

作業従事者名簿

(防除・清掃の場合の例)

番号	作業日	氏名	作業時間	金額
1				
2				
3				
15				
16				
合計				

注) 防除・清掃の作業従事者のうち、組合常勤役職員は、助成の対象にはならないので含めないこと。

3 第3回中央審査会

昭和50年6月以降漁場油濁事故が発生した三重県石鏡地区、岩手県種市地区、和歌山県白浜地区、同県南紀地区、徳島県南東地区の被害額の認定について、本年度第3回の中央審査会が昭和50年10月22日開催された。油濁事故及び認定の概要は、次のとおりである。

(1) 油濁事故の概要

ア 三重県石鏡地区

昭和50年6月5日三重県石鏡漁協地区の海岸に直径約5cmの廃油ポールが約1m間隔で漂着。融けて一面にひろがり、海女漁業等の漁業作業に支障をきたしたので、同漁協は海浜の清掃を行った。

イ 岩手県種市地区

昭和50年6月11日岩手県種市港沖に3ヶ所にわたり油滯(巾2m、長さ20m)がただよっていることが発見されたため、組合員が出動してタモ網等で回収作業を行い、漁業被害(養殖場、海藻類)を未然に防止した。

ウ 和歌山県白浜地区

昭和50年6月23日、和歌山県白浜漁協の海岸に直径1～15cmの廃油ボールが海藻やゴミと共に打上げられ、地曳網漁業に支障を来たしたので、関係組合員が清掃した。

エ 和歌山県南紀地区

昭和50年8月17～20日頃、和歌山県東牟婁郡太地町から西牟婁郡串本町に至る海岸一帯に台風5、6号の通過後、直径1～20cm位の廃油ボールがゴミと共に打寄せられ、海女漁業、伊勢エビ漁業に支障を来たしたので、関係漁協で海浜の清掃を行った。

オ 徳島県南東部地区

昭和50年7月7日、8月22～23日及び9月2～4日頃、徳島県由岐町の海岸に、いずれも南東の強風が吹いた後、ゴミと共に直径1～10cmの可燃性廃油ボールが打上がり、海女漁業等に支障を来たしたため、関係漁協において海浜の清掃を行った。

(2) 漁場油濁被害の申請

前記被害地区の関係漁協から防除・清掃費の助成について次のとおり申請があつた。

関 係 地 区	申 請 年 月 日	関 係 漁 協 名	申 請 額
三重県石鏡地区	50. 6. 18	石 鏡	584,950円
岩手県種市地区	50. 7. 7	種 市	83,400円
和歌山県白浜地区	50. 7. 19	白 浜	48,000円
和歌山県南紀地区	50. 9. 2	太地, 下田原 串本, 須江	1,123,220円
徳島県南東部地区	50. 10. 2	伊座利, 阿部	907,835円

(3) 漁場油濁被害額の認定

被害地区の関係漁協からの申請に対し昭和50年10月22日中央審査会が開かれ、申請の額について調査審議された。その結果、次のとおり額の認定が行われた旨理事長宛報告があり、理事長は報告のとおり認定し、昭

和50年11月1日その旨を申請者の関係漁協へ通知した。

なお、仮払額、支給日は次のとおりである。

関 係 地 区	認 定 額	仮 払 額	支 給 年 月 日
三重県石鏡地区	5 6 4,9 5 0 円	(全額支払)	保 留 中
岩手県種市地区	7 7,4 0 0 円	(全額支払)	50.11. 4
和歌山県白浜地区	4 8,0 0 0 円	(全額支払)	保 留 中
和歌山県南紀地区	1,1 2 3,2 2 0 円	1,0 6 1,0 0 0	保 留 中
徳島県南東地区	8 6 4,0 8 5 円	(全額支払)	50.12. 9

(4) 漁場油濁被害発生速報

ア 昭和50年9月8日、岡山県白石島北海岸地先に幅約4.5m長さ約500mに亘り、原因者不明の流出油が海岸に打寄せられ漁業に支障を来たしたので、吸着マットで回収した。

イ 昭和50年12月1日、香川県引田町相生地先の「のり漁場」に原因者不明の廃油が流入し、浮子、ロープ等に附着した。のり生物には被害がない模様であるが、海岸に漂着した油が再流出して被害を及ぼすおそれがあつたため清掃をした。

ウ 昭和50年11月25日、宮城県において原因者不明の油流出事故があり、のり養殖漁業にかなり被害があつた模様である。

なお、詳細は調査中である。

Ⅲ 公害による漁業被害事例調査の実施

近年、原因不明の油濁等の公害による漁業被害が多発しているにもかかわらず、現行法制度下では救済が困難であつたり、円滑な補償が行なわれない場合が多く、その救済制度の確立が強く要請されている。しかし、従来公害による生業被害については、特別な救済制度の例がなく、制度化の基本的な考え方も確立されていない。

このため、現在環境庁においてこのような公害による財産被害の救済に関する考え方について法理論的な検討が行われているが、これと合わせて、過去に発生した公害による漁業被害のうち、特徴的な事例についての詳細な調査を実施し、漁業被害の救済に関する基礎資料の整備を行う必要があることから、水産庁において漁業被害事例調査を実施することとなった。

事例調査は、過去の事例約230件について行う予備調査と、特徴的な事例20件について行う本調査に分れており、そのうちの予備調査が漁場油濁被害救済基金に事業委託され、目下次の要領で全国的に実施されつつある。

1 調査の実施

- (1) 調査は、(財)漁業油濁被害救済基金(以下「基金」という。)が全国漁業協同組合連合会の協力を得て、過去の事例230件について行う。
- (2) 基金は、調査表を関係都道府県漁業協同組合連合会(以下「県漁連」という。)に配布し、調査を依頼する。
- (3) 関係県漁連は、2.により調査表を作成し、基金に対し送付する。

2 調査表について

- (1) 送付期限 昭和50年11月30日
- (2) 送付先 漁場油濁被害救済基金
〒101 東京都千代田区内神田1-1-12
コープビル内

(3) 調査対象事例

- ア 水質汚濁等による突発的漁業被害発生事例
(昭和46年~48年における事例とする。)

イ アの外、昭和49年及び昭和50年に発生した同種漁業被害事例

IV 漁場油濁事故防止啓もう宣伝事業の実施

昨年、水産庁より全漁連が受託、製作した宣伝映画「かけがえのない海」－油汚染と漁業－に引き続き、本年度は漁場油濁被害救済基金に映画の製作等の事業が委託され、各県漁連、その他関係機関の協力を得ながら目下事業が進められている。映画の内容は学識経験者8名で構成されている映画製作企画検討会で2回に亘り検討された結果、昨年度の映画が日本各地における油濁被害の現状を総括的、かつドキュメンタリータッチでとらえたのに対し、本年度はタンカー等船舶及び陸上施設の事故による流出油が水産生物にどのような影響を及ぼすのか、ひいては漁業にどんな被害をもたらしているのかという視点を中心に製作することとなっている。

映画の題名は「かけがえのない海」－油汚染と生物－とし11月下旬には完成12月から3月にかけ全国を対象として巡回宣伝上映の予定である。

なお、映画の外、昨年同様パンフレット、ポスターを製作関係者に配布し、油濁による漁業被害の軽減と防止に関する啓もう宣伝を全国的に行うものとしている。

■ おしらせ

1. 第2回理事会 12月11日開催
2. 新事務所 12月27日移転
〒101 東京都千代田区内神田2-2-1
鎌倉河岸ビル6F
TEL 254-7033, 7034

新刊案内

水産庁漁場保全課監修

水産出版発行

漁場油濁被害救済制度の解説

関係者の努力と協力により、原因者不明の油濁被害の救済対策のための漁場油濁救済基金が設立され、被害漁業者の救済事業が開始されたことは非常に意義深いものがある。もとよりこの救済事業か、必ずしも漁業者の満足できるものとなつていいといふ不平があることは当然であるが、ともあれ、原因者不明の油汚染による財産被害についての補償問題が、他の財産補償問題にさきかけて解決のいくことをつかんだという点では、歴史的といえよう。

しかし、本事業に対する解説等は皆無であり、事故発生時ににおける救済金の支給に関する手続き等についてもいまだP.R.されていない現状にからかみ、本書を刊行して関係者の参考に供したい。また、本書は、この際油濁による被害の救済制度の全般についても解説し、併せてタンカーによる油濁被害の賠償等に関する国際条約等の最近の動きにも言及し、漁業に関する油濁被害全般についてとりまとめを行った。(山内静夫水産庁漁場保全課長、本書のはしかきより)

推薦のことば

及川孝平氏 漁場油濁被害救済基金理事長

公害問題の中でも、最近油漏事故が多く発し、しかも原因者が不明なものが相当発生しており、被害漁業者は補償を受けられないまま没収入りを余儀なくされているのが常情でありました。のときに原作者不明の油漏被害救済対策の実施にあたる漁場油漏被害救済基金が、長年にわたる治層漁民の要望に応え発足しました。この基金は、公害による生業被害の本格的な救済措置として、わが国では過去に例のない歴史的な制度であります。

本書が、油漏被害対策に携わっておられる担当者をはじめ、広く公害問題に関心を寄せられる多くの方々に御利用いただければ幸せであります。

主な内容

第一章 油漏による漁業被害の現状

1. 救済に関する法制度
2. 賠償責任保険

第二章 従来の救済制度

1. 基金設立の経緯
2. 基金の機構
3. 基金の業務

第三章 原因者不明の油漏対策

1. 国際条約
2. 国内法制度の動き

第四章 油漏損害賠償制度

1. 油による漁場汚染の防止対策
2. 救済金等申請の手続

(原因者不明の場合)

3. 国際賠償請求の手続

(原因者判明の場合)

参考資料

- 漁場油漏被害救済基金業務方法書
漁場油漏被害認定基準
漁場油漏被害申請書の作成
船主責任制限条約
油漏民事責任条約
国際基金条約

参考文献

A5判 定価2,000円 送料200円